

定款を含めた規定類の新規制定ならびに改正の経緯について

(平成 26 年 6 月 28 日改正から平成 27 年 6 月 13 日改正まで、下線：重要事項)

[定款]：平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 5 条の「法人の構成員」において、法人会員ならびに賛助会員との違いがあまりなく、わかりにくい表現になっていた。
 - ⇒法人会員と賛助会員を統合し、「賛助会員」に一本化した。
 - ⇒第 9 条の 5 項の「法人会員並びに」を削除した。
 - ⇒2 項の「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」箇所の誤記を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に訂正した。
- 第 14 条の「代議員」において、5 項「代議員選挙規約は社員総会の承認を受けなければならない」を削除した。
 - ⇒他の規約などとの整合性を図った。
- 第 22 条の「決議」において、2 項の文言中の「各候補者ごと」の箇所を訂正した。
 - ⇒「各」を削除し、「候補者ごと」とした。
- 第 32 条の「権限」の 3 項において、文言の統一をした。
 - ⇒「規則」を「規定」に変更した。
- 第 34 条の「決議」において、3 項の文言の言い回しで助詞の変更を行った。
 - ⇒1 か所「の」を「を」に変更し、()書きの位置をずらした。
- 第 38 条の「支部規則、支部長」において、文言の統一をした。
 - ⇒「支部規則」を「支部規定」に、「細則」を「規約」に、「運営規定」を「運営規則」に変更した。
- 最後に改定歴を記載するようにした。

[定款]：平成 27 年 6 月 13 日改正

- 第 14 条の「代議員」において、2 項(4)「選挙代議員及び支部代議員による」の文言を削除した。
 - ⇒推薦代議員は現理事会を中心として選任。他の規約などとの整合性を図った。
- 第 15 条の「代議員の任期」において、1 項及び 4 項で「代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度末までとする。」に変更した。
 - ⇒代議員の任期を事業年度と同一とし、2 年度を任期とする。事業年度との整合性を図った。
- 第 24 条の「役員の設置」において、1 項(1)の「理事 10 名以上 20 名以内」を「理事 10 名以上 25 名以内」に変更した。また、3 項の副会長の選任人数を「4 名」から「5 名以内」に変更した。
 - ⇒理事の増員を図るため。
- 第 28 条の「役員の任期」において、1 項で「役員の任期」を「理事の任期」と「監事の任期」の 2 項に分割した。1 項は「理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度末までとする。ただし、再任は妨げない」に変更し、2 項として「監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」と従来の定款規定通りで 2 項に追加した。
 - ⇒役員のうち理事の任期を 2 事業年度と同一にすることによって、事業年度の期間と整合性を図り、定款の任期を短縮した。また、役員のうち監事の任期については、一般社団法人等に関する法律の規定（第 67 条第 1 項）が強行法規であるため従来の定款規定のとおりとし、条文中の号数を整理した。
- 第 48 条の「公告の方法」において、文言に誤植があり「して」を削除した。

5 規約について

[代議員選挙規約] : 平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 6 条の「推薦代議員の選出方法」において、「推薦すべき代議員候補数を 3 名以内」を明記した。2 項においても「被推薦者数 10 名以内」を明記した。
 - 第 6 条の「推薦代議員推薦用紙」を別紙として、本規約に添付した。
 - 第 7 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。
- [代議員選挙規約] : 平成 27 年 3 月 5 日改正
- 第 3 条の「選挙に関する事項の決定」において、「選挙告示日の 2 か月以上前までに」を「1 か月」に変更した。
 - 第 6 条の「推薦代議員の選出方法」において、「学会長が現行の各理事からの推薦を受け」を「現行の各理事ならびに選挙選出代議員からの推薦を受け」に実態に合わせ修正した。

[会員規約] : 平成 26 年 6 月 28 日改正

- 規約名を「会費規約」から「会員規約」に変更した。
- 第 2 条の「入会」について規定した。
⇒入会承認は理事会での承認であるが、開催時期がずれる場合は今回承認予定の理事会・代議員会運営規則第 3 条記載の「メール理事会」においても承認できる旨を追加した。
- 第 3 条の「入会金」において、定款の「法人の構成員」の変更に伴い、法人会員を削除し、一本化した贊助会員については、入会金を免除とした。
- 第 5 条の「会費」についても、法人会員を削除した。
- 第 6 条に「贊助会員の特典」として、9 項目の特典を追加明記した。
⇒入会金の免除、会員向けのメール情報の配信、学会誌の配布、全国大会参加の際会員価格が適用される、全国大会での連名者に、法人・団体に所属されている方はなることができる、全国大会以外の講習会や研究会などに法人団体に所属されている方は何人でも参加できる、学会誌の贊助会員名簿欄に掲載される、学会 HP の贊助会員名簿欄に掲載される、学会 HP に法人団体へのリンクも可能、学会誌広告への掲載料が割引価格が適用されるなど、10 項目の特典を明記した。
- 第 8 条に「学会誌購読会員について」を追加した。
⇒学会員にならずとも学会誌の購読できる仕組みを規定化し、特に学生に対する優遇処置を明記した。
- 第 10 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[委員会規約] : 平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 2 条の「任務」において、4 項の最後に「等」を追加明記した。
- 第 6 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[委員会規約] : 平成 26 年 12 月 23 日改正

- 第 2 条の「任務」において、(3) 項の「学会賞選考委員会の事項」を追加明記した。

[支部運営規約] : 平成 26 年 6 月 28 日改正

- 第 3 条の「支部の名称及び支部の地域」において、「本会」の表現を「学会本部の下に理事会の議決を経た」に変更した。
- 第 9 条に「規約の変更」として、「この規約の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[倫理規約] : 平成 26 年 6 月 28 日新規制定

- 倫理規範に関し、規約として定めた。
⇒学会としての目的について、社会的責任について、公正な活動について、法令の遵守について、契約の遵守について、情報の公開について、利益相反の回避について、公平性の確保について、研究対象研究協力者などの保護について、職務環境の整備について、教育と啓発について、規約の変更についての 12 条で構成されている。

7 規則について

[代議員選挙運営規則] : 平成 26 年 6 月 28 日新規制定 (内規程度にルール化されていた。)

- 過去の内規資料をベースに、代議員選挙規約に基づく代議員選挙の運営方法についての事項を定めた。
- ⇒目的、代議員選挙日程について、代議員選挙立候補資格について、代議員選挙投票について、規則の変更についての 5 条で構成されている。

[代議員選挙運営規則] : 平成 26 年 12 月 23 日改正

- 第 2 条の「代議員選挙日程」において、1 項に別紙に代議員選挙日程表について追加した。また、5 項に投票に関する情報保障について規定追加した。
- ⇒第 4 条の「選挙期間中の禁止事項」について、MM : メールマガジンによる選挙運動は禁止であるが、学会活動そのものはできるよう緩和修正した。
- ⇒第 5 条の「代議員選挙投票」において、2 項に定員以下の候補者は無投票当選とした文言に変更した。
- ⇒第 6 条の「選挙代議員選挙結果」において、開票結果での同率者の扱いについて明記した。

[代議員選挙運営規則] : 平成 27 年 3 月 5 日改正

- 別紙 1 の「代議員選挙日程表」において、時系列で見直し改定した。

[理事会・代議員会運営規則] : 平成 26 年 6 月 28 日改正

- 過去の内規資料をベースに、理事会および代議員会における開催時期、内容および代議員選挙規約に基づく代議員選挙の運営方法についての事項を定めた。
- ⇒目的、理事会および代議員会の開催について、メール理事会について、出席時の交通費について、交通費の宿泊請求について、その他について、規則の変更についての 7 条で構成されている。
- ⇒第 2 条の「理事会および代議員会の開催」において、定期の開催回数とおおむねの時期について明記した。
- ⇒第 3 条の「メール理事会」において、メールによる理事会を「会長による宣言等」、条文の通りに行うことと、正式な理事会として扱うことのできる条文として、追加明記した。
- ⇒第 6 条の「その他」において、特別な事由がある場合には会長副会長の協議により、本規則の基準外の支出を認める条文を追加明記した。
- ⇒第 7 条に「規則の変更」として、「この規則の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[理事会・代議員会運営規則] : 平成 27 年 3 月 5 日改正

- 第 2 条の「理事会および代議員会の開催」において、選挙年度を含めて理事会の開催時期の修正をした。
- ⇒第 4 条の「出席時の交通費」において、年 2 回までの上限と、社員総会時の未支給の交通費の制限を緩和した。

[支部・委員会会計規則] : 平成 26 年 6 月 28 日改正

- 過去の内規資料をベースに、学会の各委員会・各支部における運営について、必要な経費（支部支援費、講師謝金、交通費）についての事項を定めた。
- ⇒目的、支部支援費の支払いについて、講師が非会員である場合の交通費と謝金について、会員への交通費と謝金について、学会誌への原稿依頼に対する執筆者が非会員である場合の謝金について、その他について、規則の変更についての 7 条で構成されている。
- ⇒第 2 条の「支部支援費」において、3 項の理事会は理事会・代議員会運営規則第 3 条記載のメール理事会を含む旨の文言を追加明記した。
- ⇒第 3 条の「講師が非会員である場合の交通費と謝金について」において、2 項の「源泉徴収税額は所得税法に定められた額とする。」を修正明記した。また、非会員講師への基本謝金額を期間、時間に関わらず 10,000 円とする旨の文言を修正明記した。
- ⇒第 4 条の「会員への交通費と謝金について」において、1 項の会員への交通費は、100km を超える場合のみ支払うことを原則にした条文を追加明記した。また、2 項のアルバイトを雇う場合に参加者の参加費をもって、アルバイト代と交通費を支払う旨の条文を追加明記した。
- ⇒第 5 条の「学会誌への原稿依頼に対する執筆者が非会員である場合の謝金について」において、執筆

者が会員の場合は謝金不要とし、非会員の場合は1頁4,000円とし上限額を20,000円とした旨の条文を追加明記した。

⇒第6条の「その他」において、特別な事由がある場合には会長副会長の協議により、本規則の基準外の支出を認める条文を追加明記した。

⇒第7条に「規則の変更」として、「この規則の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[事務局運営規則] : 平成26年6月28日改正

○過去の内規資料をベースに、本法人の定款第37条に基づく学会事務局の事務、職務ならびに事務局員の事務所経緯費の支給または支払いについての事項を定めた。

⇒目的、事務局職務について、学会後援およびメールマガジン配信の扱いについて、臨時職員等の任用および給与・手当等の支払いについて、業務出張旅費について、講演料等諸謝金について、諸経費について、職員給与特別手当について、その他について、規則の変更についての10条で構成されている。

⇒第2条の「事務局職務」において、1項の事務処理の一部外部委託についての条文と、2項の職務及び役割を9項目の文言を追加明記した。

⇒第3条の「学会後援およびメールマガジン配信の扱い」において、1項で講演依頼を受けた際の判断処置について追加明記した。また、2項で他の団体よりメールマガジン配信依頼を受けた際の判断処置についても追加明記した。

⇒第4条の「臨時職員等の任用および給与・手当等の支払い」において、別紙「事務局臨時職員時間単価表」の単価の見直しを行った。

⇒第6条の「講演料等諸謝金」において、支部・委員会会計規則の第3条「講師が非会員である場合の交通費と謝金について」と、同一内容の条文を修正明記した。

⇒第8条の「職員給与特別手当」において、「事務局員において12か月以上の継続勤務がある場合、この間の平均給与の1か月分の特別手当を支給する」旨の条文を追加明記した。

⇒第9条の「その他」において、特別な事由がある場合には会長副会長の協議により、本規則の基準外の支出を認める条文を追加明記した。

⇒第10条に「規則の変更」として、「この規則の変更は理事会において行う。」を追加明記した。

[論文応募規則] : 平成26年6月28日改正

○論文応募規定、論文執筆要領、報告等応募規定をまとめ見直し、論文応募規則に集約した。

○この論文応募規則は、論文応募に関して応募資格や応募方法、査読の判断方法等についての事項を定めた。

⇒従来の論文応募規定、論文執筆要領、報告等応募規定の条文文言を、目的、応募資格について、論文内容について、論文の種類および連続する応募の取扱いについて、原稿の体裁について、投稿論文の提出について、論文の採否について、討論の採否について、著作権について、電子図書館への掲載について、論文の体裁について、査読料について、別刷について、論文の送付先・問合せ先について、規則の変更についての15条に構成し直した。

⇒第12条の「査読料」において、「応募者からは査読料としては徴収しない。査読完了後採用された論文は論文掲載料として20,000円、刷上り頁数が基準頁数の8頁を超過した場合は超過頁料として1頁につき3,000円を加算する。」に修正明記した。

⇒第14条の「論文の送付先・問合せ先について」において、東洋大学から株国際文献社内に変更した。

[全国大会運営規則] : 平成26年6月28日新規制定

○この運営規則は、全国大会の開催場所、開催時期、運営方法についての事項を定めた。

⇒目的、開催場所について、開催時期について、大会実行委員会組織の発足について、運営方法について、大会支援費の支払いについて、予算および会計について、シンポジウムや討論会の講演者への交通費と謝金について、アクセシビリティについて、その他について、規則の変更についての11条で構成されている。

⇒第5条の「運営方法について」において、詳細な大会運営方法は別添「全国大会関係様式集」「運営マ

「ニュアル」に基づいて進めることを明記した。

⇒第9条の「アクセシビリィ」において、「大会運営者は情報保障や保育の準備があることを示し、大会参加者にどんな情報がどこまで必要か、保育の有無などについて、確認を行い必要に応じ適切に対応することとする。」という条文を追加明記した。

[学会賞運営規則]：平成26年6月28日改正

○従来の規定に対し様式を整えた。

⇒目的、名称について、表彰対象について、応募書類について、表彰方法について、選考方法について、応募手続きについて、選考委員会について、事務局について、規則の変更についての10条で構成されている。

[学会賞運営規則]：平成26年12月23日改正

○第6条の「選考委員会について」において、選考委員会の開催について修正した。また、公募先の変更をした。